第四条第三項第七号イ中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、⑽を⑿とし、⑧及び⑨を削り、⑦を⑽とし、⑥を⑨とし、⑤を⑧とし、同号イ④中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中④を⑦とし、同号イ③中「種類別の内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中③を⑥とし、②の次に次のように加える。

⑶　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑷　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑸　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

第四条第三項第七号イ中⑽の次に次のように加える。

⑾　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第四条第三項第七号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ①中「種類別の内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ②中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中④を⑤とし、③の次に次のように加える。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第四条第三項第七号に次のように加える。

ハ　連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

⑴　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

⑵　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑶　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑷　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

⑸　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑹　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑺　包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

⑻　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

⑼　自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

⑽　早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

ⓘ　早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

ⓘⓘ　連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のＥＡＤの額の合計額に対する所要自己資本の額

ⓘⓘⓘ　連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のＥＡＤの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ　連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

⑴　保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑵　保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

⑶　保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

⑷　自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

第四条第三項第八号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ　期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

○金融庁・経済産業省告示第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年九月金融庁・経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

「第四節　証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十五条の二―第二百八十五条の五）
第五節　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十五条の六・第二百八十五条の七）
第六節　リレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十五条の八―第二百八十五条の十三）
第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十六条―第三百三条）」

目次中「第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十六条―第三百三条）」を

に改める。

第一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（⑴から⑶までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

⑴　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

⑵　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

⑶　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。